

# 歯科医師国家試験出題基準の利用法

## はじめに

歯科医師国家試験は、歯科医師法第9条に基づいて、「臨床上必要な歯科医学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識及び技能について」行われる。第9条にいう「知識と技能」とは、臨床研修歯科医師として歯科医療に第一歩を踏み出し、指導歯科医の下でその任務を果たすのに必要な基本的知識及び技能であると考えられる。

その内容を具体的な項目によって示したのが、歯科医師国家試験出題基準（ガイドライン）（以下「出題基準」という。）である。歯科医師国家試験の妥当な内容、範囲及びレベルを確保するため、歯科医師試験委員（以下「試験委員」という。）は、この基準を踏まえて出題する。ただし、出題内容に関する最終的な判断は、試験委員会が行うものとする。

したがって、出題基準は歯学部卒前の歯学教育で扱われる内容の全てを網羅するものでなく、これらの教育のあり方を拘束するものでもない。

## 利用方法

### 1. 大・中・小項目、備考

(1) 大項目は、中項目を束ねる見出しを示している。

(2) 中項目は、歯科医師国家試験の出題の範囲となる事項、疾患、障害等を示している。

出題範囲という観点から配列されているため、必ずしも学問的な分類体系と一致するものではない。

(3) 小項目は、次の①、②を示している。

① 中項目に関する内容のうち、さらに出題範囲を限定する場合。

中項目	小項目
ア 医の倫理、生命倫理	a 患者の人権と医療
	b ニュルンベルグ綱領、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言、リスボン宣言、ヒポクラテスの誓い
	c 守秘義務、プライバシーの尊重、法の遵守

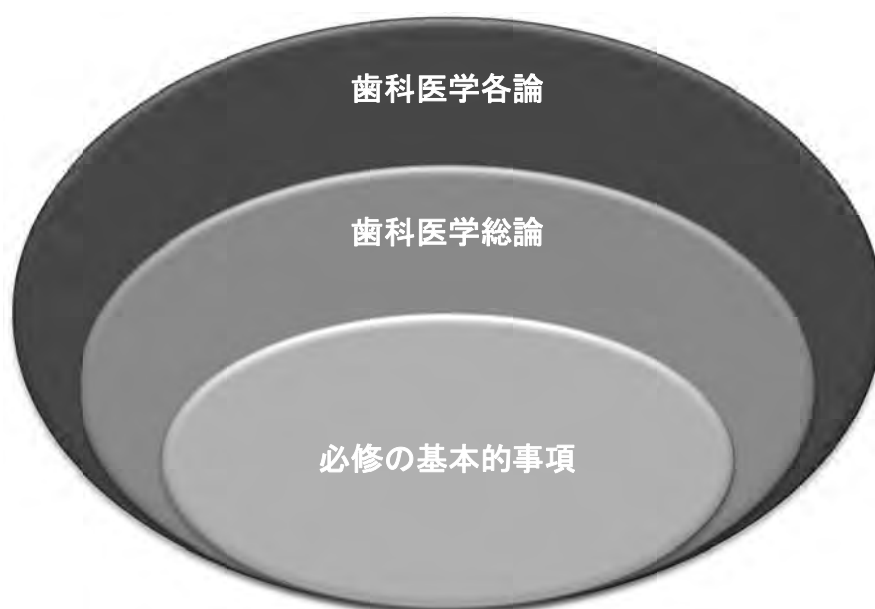
※「医の倫理、生命倫理」では、「患者の人権と医療、ニュルンベルグ綱領、ジュネーブ宣言、ヘルシンキ宣言、リスボン宣言、ヒポクラテスの誓い、守秘義務、プライバシーの尊重、法の遵守」に関する問題しか出題できない。

② 小項目の記載がない場合は、中項目について標準的な学生用教科書に記載されている程度の内容が出題範囲となる。また、教科書等に記載がない場合においても、臨床現場で必要とされる新しい情報等については、試験委員会の判断で出題できるものとする。

なお、「必修の基本的事項」、「歯科医学総論」及び「歯科医学各論」で小項目の記載量が異なっているが、これは、「必修の基本的事項」が歯科医師として必ず具有すべき基本的最低限度の知識であるという性質上、出題範囲の小項目を設定することで限定する必要があることと、「歯科医学総論」と「歯科医学各論」は、標準的な教科書等に記載されている程度の知識や臨床現場で要求される知識であるため、小項目による範囲の限定を行わず、必要に応じて試験委員会の判断で出題することを可能にするためである。

- (4) 備考は、特に重要な項目等を示している。ただし、出題範囲を限定するものではない。
- (5) 「歯科医学総論」においては「必修の基本的事項」の内容を、「歯科医学各論」においては「必修の基本的事項」と「歯科医学総論」の項目についても、それぞれ出題することができる。

出題範囲の概念図



## 2. ブループリント（歯科医師国家試験設計表）

### (1) 必修の基本的事項

「必修の基本的事項」では、各大項目に出題割合を記載している。これは、「必修の基本的事項」における全問題のうち、当該大項目に関する出題割合を示している。

### (2) 歯科医学総論、歯科医学各論

「歯科医学総論」と「歯科医学各論」では、各章に出題割合を記載している。これは、「歯科医学総論」または「歯科医学各論」における全問題のうち、当該章に関する出題割合を示している。

### 3. その他

- (1) 同一事象に対し異なる表現がある場合には、括弧書き等によってどちらも使用可能とした。試験委員会の判断で、括弧内・外の語を適宜使用できる。なお、括弧は以下のルールに基づいている。
- ( ) 直前の語の説明 例；SOAP（主観的所見、客観的情報、評価、計画）
  - < > 直前の語の同義語 例；国際生活機能分類<ICF>
  - [ ] 新旧語の並列 例；NGSP 値 [HbA1c 値]
  - { } 省略しても意味または分類が変わらない語 例；Blandin-Nuhn {腺} 嚢胞
- 【例】 「主な検査項目」における表示の例示 例；点滴法【例】 滴下法、全口腔法
- (2) 傷病名・障害名等は、一部で各論の章に重複して記載している。重複していない項目についても、章または大項目の標題である疾患・障害等に限定せずに出題することができる。